

トラックの「改善基準告示」見直しのポイント

自動車運転者の拘束時間、休息期間等については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（1989年労働省告示第7号以下「改善基準告示」という。）により上限基準が設けられていましたが、

- ・脳・心臓疾患による労災支給決定件数において、運輸業・郵便業が全業種において最も支給決定件数の多い業種（2021年度：59件（うち死亡の件数は22件））となるなど、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- ・2019年に労働基準法が改正されて新たに時間外・休日労働の上限が設けられ、罰則をもってその履行が確保されることとなり、自動車運転者についても2024年4月以降、時間外労働について、月45時間及び年360時間の限度時間並びに、臨時的特別な事情がある場合での年960時間の罰則付きの上限時間が適用されることになった。

等の背景の下、現在、労働政策審議会において、見直しが議論されています。

1. 拘束時間

(1) 1年の拘束時間、1か月の拘束時間

拘束時間は、年間の総拘束時間が3,300時間、かつ、1か月の拘束時間が284時間を超えないものとする。

ただし、労使協定により、年間6か月までは、年間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を310時間まで延長することができるものとする。この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

(2) 1日の拘束時間、休息期間

- ・1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は15時間とする。

- ・ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行（自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に到着するまでをいう。以下同じ。）の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。以下同じ。）であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。

- ・最大拘束時間まで延長する場合であっても、1日についての拘束時間が14時間を超える回数（※）をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

（※）通達において、「1週間について2回以内」を目安として示すこととする。

- ・休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

- ・ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

	現行	見直し後
1年の拘束時間	3,516時間	原則 3,300時間
1か月の拘束時間	原則 293時間 最大 320時間	原則 284時間 最大 310時間 (1年の拘束時間が3,400時間を超えない範囲で年6回まで) ※284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと ※月の時間外・休日労働が100時間未満となるよう努める
1日の休息期間	継続 8時間	継続 11時間を基本し、9時間下限 ※長距離・泊付きの運行の場合は、運行を早く切り上げ、まとまった休息を取れるよう例外を規定

2. その他

- ・連続運転時間・・・・・・「運転の中断」は「原則休憩」とする。SA・PA等に駐車できない等、やむを得ない場合は、30分延長可
- ・分割休息特例・・・・・・分割の方法を見直し（現行：4H+6H、5H+5H等 → 見直し後：3H+7Hも可）、分割休息が連続する期間を短縮。
- ・2人乗務特例・・・・・・車両が一定の基準を満たす場合には、拘束時間を延長。ただし、運行終了後11時間以上休息を確保。
- ・予期し得ない事象・・・・事故、故障、災害等やむを得ない場合の例外的取扱いを規定。